

耐震診断や耐震改修工事には助成制度（補助金）があります

昭和56年5月以前に建てられた木造戸建て住宅

①耐震診断助成事業

- ・自己負担額は8,400円（限度額150,800円、市が142,400円を助成）
- ※住宅の耐震診断の費用は、一般的に約15万円かかります。
- ※延べ床面積が200㎡以上の場合は自己負担額が増えます。

一般診断

- ・現地調査や聞き取りをもとに専門家が診断します。

改修計画

- ・壁の補強方法、位置などの改修計画を立てます。
- ・改修工事の概算費用の算出も行います。

②耐震改修工事助成事業

助成金：工事費用の4/5、最大115万円/戸

③耐震改修工事促進助成事業

- ・建て替え工事か耐震化工事に加え、住宅のリフォーム等工事を行う場合
- 耐震化工事費用の22/25を助成 最大10万円/戸
- ※リフォームなど：住宅の機能・性能の維持向上のための改修で10万円以上のもの。

改修設計

- ・改修計画をもとに関連工事などを検討します。

建て替え

- ・診断や改修計画によっては、建て替えの選択も考えられます。

改修工事

- ・安全性を確保した上で、必要最小限の改修工事とすることで工事費を抑えられる場合があります。

各種税制控除

- ・所得税の控除・固定資産税の軽減

◎助成の申し込みなど

耐震診断、施工方法など

建設課 ☎22-1326

宮城県建築士事務所協会

☎022-223-7330

危険ブロック塀等除却事業補助金

通学時の児童など、行人の安全確保を目的に公衆用道路に面した危険なブロック塀などを取り除く方に助成する事業です。

- 事業対象 ①宮城県や市が行う調査で、「要改善（危険度1）」から「緊急改善（危険度3）」の判定を受けたブロック塀など、②道路面からの高さが1m以上（擁壁にある場合は、擁壁の天端から0.6m以上）でコンクリートブロック造、石造り、レンガ造りなどによる塀や門柱

- 助成内容 1件当たり最大15万円（除却するブロック塀などの面積×4,000円の額を助成）
- ※スクールゾーン内は1件当たり最大18万7千円（除却するブロック塀などの面積×5,000円の額を助成）

耐震対策事業を実施します

本市では、大地震時に木造住宅の倒壊を防いだり、危険なブロック塀などから登下校時の児童を守るためなど、人的被害を軽減する各種耐震対策助成事業を実施しています。中でも昭和56年以前に建築した木造住宅は、現在の耐震基準を満たしていない可能性があるため、強い地震で倒壊する危険があります。これまでの地震によるダメージの蓄積や経年による劣化もあることから、補助制度を活用して耐震診断を受け、住宅の耐震性を確認してみましょう。

◎建設課 ☎22-1326

古い木造住宅が耐震化されるまで

